

介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和3年4月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 身体介護	(1) 20分未満	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	
	(2) 20分以上30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
(4) 1時間以上												
(5) 1.5時間以上												
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	所要時間が20分から起算して45分を増すごとに+1.5単位(1.5単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算() +20/100 特定事業所加算() +10/100 特定事業所加算() +5/100	指定居宅介護事業所で障害者等基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位	
(2) 45分以上												
ハ 通院等乗降介助	(1回につき)											1.8単位
ニ 初回加算	(1月につき)											+200単位
ホ 生活機能向上運携加算	(1) 生活機能向上運携加算()											(1月につき)
	(2) 生活機能向上運携加算()	(1月につき)	+200単位									
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき)	+3単位									
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき)	+4単位									
イ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	注 所定単位数は、イから△までにより算定した単位数の合計	(1月につき + 所定単位数×137/1000)									
	(2) 介護職員処遇改善加算()			(1月につき + 所定単位数×100/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()				(1月につき + 所定単位数×55/1000)							
	(4) 介護職員処遇改善加算()					(1月につき (3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算()						(1月につき (3)の80/100)					
エ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	注 所定単位数は、イから△までにより算定した単位数の合計	(1月につき + 所定単位数×63/1000)									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()			(1月につき + 所定単位数×42/1000)								
<p>「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入</p> <p>緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。 介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和4年1月11日まで算定可能。 令和3年3月11日までの間は、訪問介護費のイからハまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</p>												

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×92/100	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,110単位)	×95/100	×38/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×92/100 事業所と同一建物の利用者の利用人数が5人以上にサービスを行う場合 ×87/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1回につき 270単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
ニ サービス提供体制強化加算						
ホ 介護職員処遇改善加算						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算						

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入
 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、令和4年3月31日まで算定可能
 令和3年3月31日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × /100 所定単位数 × /100
 + /100 所定単位数 + 所定単位数 × /100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算()	複数名訪問加算()	1時間10分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算()	特別管理加算	ターミナルケア加算					
	(2) 30分未満 (420単位)																		
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)																		
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (223単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																		
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (241単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以上 ターミナルケアを行った場合 +2,000単位						
	(2) 30分未満 (332単位)																		
	(3) 30分以上1時間未満 (822単位)																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,842単位)																		
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	×90/100	看護師による訪問が1回でもある場合 ×95/100	+300単位	+800単位	1月につき 訪問看護ステーション +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	-97単位													
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																			
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																			
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																			
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算() (1月につき +320単位)																		
チ サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">イ及びロを算定する場合</td> <td>サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)</td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制強化加算() (1回につき +8単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハを算定する場合</td> <td>サービス提供体制強化加算() (1月につき +18単位)</td> </tr> <tr> <td>サービス提供体制強化加算() (1月につき +22単位)</td> </tr> </table>	イ及びロを算定する場合	サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)	サービス提供体制強化加算() (1回につき +8単位)	ハを算定する場合	サービス提供体制強化加算() (1月につき +18単位)	サービス提供体制強化加算() (1月につき +22単位)												
イ及びロを算定する場合	サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)																		
	サービス提供体制強化加算() (1回につき +8単位)																		
ハを算定する場合	サービス提供体制強化加算() (1月につき +18単位)																		
	サービス提供体制強化加算() (1月につき +22単位)																		

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入
1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。
令和3年3月31日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A) リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者30人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A) 1月につき +18.0単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) 1月につき +4.0単位	1回につき +3.0単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) 1月につき +18.0単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) 1月につき +4.0単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) 1月につき +18.0単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) 1月につき +4.0単位	
ロ 終行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算	1 サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)									
	2 サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)									

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入
 令和3年3月31日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費 (1)(2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.4単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.8単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.4単位)			
(2) 居宅療養管理指導費 (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.9単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (2.8単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.5単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.1単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.8単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (4.4単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.6単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.1単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (3.7単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.1単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3.7単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (3.4単位)				
	(四) 経絡通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (4.5単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.4単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.8単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.4単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (5.2単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.6単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (4.2単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.6単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3.3単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (2.9単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 令和3年3月31日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	療養室 (361 単位) 療養室 (361 単位) 療養室 (451 単位) 療養室 (451 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +30単位																				
	(2) 2時間以上 3時間未満	療養室 (451 単位) 療養室 (451 単位) 療養室 (544 単位) 療養室 (544 単位)																							
	(3) 3時間以上 4時間未満	療養室 (544 単位) 療養室 (544 単位) 療養室 (636 単位) 療養室 (636 単位)																							
	(4) 4時間以上 5時間未満	療養室 (636 単位) 療養室 (636 単位) 療養室 (728 単位) 療養室 (728 単位)																							
	(5) 5時間以上 6時間未満	療養室 (728 単位) 療養室 (728 単位) 療養室 (820 単位) 療養室 (820 単位)																							
	(6) 6時間以上 7時間未満	療養室 (820 単位) 療養室 (820 単位) 療養室 (912 単位) 療養室 (912 単位)																							
	(7) 7時間以上 8時間未満	療養室 (912 単位) 療養室 (912 単位) 療養室 (1,004 単位) 療養室 (1,004 単位)																							
	(1) 1時間以上 2時間未満	療養室 (361 単位) 療養室 (361 単位) 療養室 (451 単位) 療養室 (451 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +30単位																				
	(2) 2時間以上 3時間未満	療養室 (451 単位) 療養室 (451 単位) 療養室 (544 単位) 療養室 (544 単位)																							
	(3) 3時間以上 4時間未満	療養室 (544 単位) 療養室 (544 単位) 療養室 (636 単位) 療養室 (636 単位)																							
	(4) 4時間以上 5時間未満	療養室 (636 単位) 療養室 (636 単位) 療養室 (728 単位) 療養室 (728 単位)																							
	(5) 5時間以上 6時間未満	療養室 (728 単位) 療養室 (728 単位) 療養室 (820 単位) 療養室 (820 単位)																							
	(6) 6時間以上 7時間未満	療養室 (820 単位) 療養室 (820 単位) 療養室 (912 単位) 療養室 (912 単位)																							
	(7) 7時間以上 8時間未満	療養室 (912 単位) 療養室 (912 単位) 療養室 (1,004 単位) 療養室 (1,004 単位)																							
	(1) 1時間以上 2時間未満	療養室 (361 単位) 療養室 (361 単位) 療養室 (451 単位) 療養室 (451 単位)																							
	(2) 2時間以上 3時間未満	療養室 (451 単位) 療養室 (451 単位) 療養室 (544 単位) 療養室 (544 単位)																							
	(3) 3時間以上 4時間未満	療養室 (544 単位) 療養室 (544 単位) 療養室 (636 単位) 療養室 (636 単位)																							
	(4) 4時間以上 5時間未満	療養室 (636 単位) 療養室 (636 単位) 療養室 (728 単位) 療養室 (728 単位)																							
	(5) 5時間以上 6時間未満	療養室 (728 単位) 療養室 (728 単位) 療養室 (820 単位) 療養室 (820 単位)																							
	(6) 6時間以上 7時間未満	療養室 (820 単位) 療養室 (820 単位) 療養室 (912 単位) 療養室 (912 単位)																							
	(7) 7時間以上 8時間未満	療養室 (912 単位) 療養室 (912 単位) 療養室 (1,004 単位) 療養室 (1,004 単位)																							

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	総合値：358 総合値1：358 総合値2：411 総合値3：443 総合値4：468	1日につき +30単位																			
	(2) 2時間以上 3時間未満	総合値：366 総合値1：366 総合値2：429 総合値3：461 総合値4：486																				
	(3) 3時間以上 4時間未満	総合値：465 総合値1：465 総合値2：528 総合値3：560 総合値4：585																				
	(4) 4時間以上 5時間未満	総合値：564 総合値1：564 総合値2：627 総合値3：659 総合値4：684																				
	(5) 5時間以上 6時間未満	総合値：663 総合値1：663 総合値2：726 総合値3：758 総合値4：783																				
	(6) 6時間以上 7時間未満	総合値：762 総合値1：762 総合値2：825 総合値3：857 総合値4：882																				
	(7) 7時間以上 8時間未満	総合値：861 総合値1：861 総合値2：924 総合値3：956 総合値4：981																				
	(1) 1時間以上 2時間未満	総合値：358 総合値1：358 総合値2：411 総合値3：443 総合値4：468	1日につき +30単位																			
	(2) 2時間以上 3時間未満	総合値：366 総合値1：366 総合値2：429 総合値3：461 総合値4：486																				
	(3) 3時間以上 4時間未満	総合値：465 総合値1：465 総合値2：528 総合値3：560 総合値4：585																				
	(4) 4時間以上 5時間未満	総合値：564 総合値1：564 総合値2：627 総合値3：659 総合値4：684																				
	(5) 5時間以上 6時間未満	総合値：663 総合値1：663 総合値2：726 総合値3：758 総合値4：783																				
	(6) 6時間以上 7時間未満	総合値：762 総合値1：762 総合値2：825 総合値3：857 総合値4：882																				
	(7) 7時間以上 8時間未満	総合値：861 総合値1：861 総合値2：924 総合値3：956 総合値4：981																				
	(1) 1時間以上 2時間未満	総合値：358 総合値1：358 総合値2：411 総合値3：443 総合値4：468	1日につき +30単位																			
	(2) 2時間以上 3時間未満	総合値：366 総合値1：366 総合値2：429 総合値3：461 総合値4：486																				
	(3) 3時間以上 4時間未満	総合値：465 総合値1：465 総合値2：528 総合値3：560 総合値4：585																				
	(4) 4時間以上 5時間未満	総合値：564 総合値1：564 総合値2：627 総合値3：659 総合値4：684																				
	(5) 5時間以上 6時間未満	総合値：663 総合値1：663 総合値2：726 総合値3：758 総合値4：783																				
	(6) 6時間以上 7時間未満	総合値：762 総合値1：762 総合値2：825 総合値3：857 総合値4：882																				
	(7) 7時間以上 8時間未満	総合値：861 総合値1：861 総合値2：924 総合値3：956 総合値4：981																				
(1) 1時間以上 2時間未満	総合値：358 総合値1：358 総合値2：411 総合値3：443 総合値4：468	1日につき +30単位																				
(2) 2時間以上 3時間未満	総合値：366 総合値1：366 総合値2：429 総合値3：461 総合値4：486																					
(3) 3時間以上 4時間未満	総合値：465 総合値1：465 総合値2：528 総合値3：560 総合値4：585																					
(4) 4時間以上 5時間未満	総合値：564 総合値1：564 総合値2：627 総合値3：659 総合値4：684																					
(5) 5時間以上 6時間未満	総合値：663 総合値1：663 総合値2：726 総合値3：758 総合値4：783																					
(6) 6時間以上 7時間未満	総合値：762 総合値1：762 総合値2：825 総合値3：857 総合値4：882																					
(7) 7時間以上 8時間未満	総合値：861 総合値1：861 総合値2：924 総合値3：956 総合値4：981																					

二 療行支援加算 (1日につき12単位を加算)

(1) サービス提供体制強化加算	(1日につき12単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算	(1日につき11単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算	(1日につき6単位を加算)

(1) 介護職員処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×47 / 1000)
(2) 介護職員処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×34 / 1000)
(3) 介護職員処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×19 / 1000)
(4) 介護職員処遇改善加算	(1月につき + (3)の90 / 100)
(5) 介護職員処遇改善加算	(1月につき + (3)の80 / 100)

(1) 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×20 / 1000)
(2) 介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき + 所定単位×17 / 1000)

※ 施設又は事業所の発生時等より提供対象者の減少が一定以上となる場合は、事業所と同一施設に定住する者又は同一建物から利用する者に対するハビテーションを行う場合、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
※ 交代制を算定する場合、交代制勤務者の算定の際、その単位数を算入
※ 生活行為向上ハビテーション実施加算は、利用者の生活行為向上ハビテーションの実施後にハビテーションを実施した場合の算定については、令和3年3月1日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。
※ 介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算については令和3年3月1日までに算定可能。
※ 令和3年3月1日までの算定は、適用ハビテーション費のイからハまでについて、所定単位の千分の千一に相当する単位数を算定する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
	移動を行う職員の勤務時間外に要する時間がない場合	利用者の数及び入所の数の合計が、所定人数を超えない場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、栄養士等の配置が、介護サービスに必要と認められる場合	移動のユニットリーダーがユニット毎に配置されていない等、ユニットが稼働している体制が確保されている場合	移動員負担加算	個別/ハビ/アーション実施加算	認知症ケア加算	認知症行動心理状態評価加算	緊急時短所入所入加算	若年性認知症利用者入所加算	介護職員等特別加算	在宅介護/在宅療養支援連携加算	在宅介護/在宅療養支援連携加算	利用者に対して遠隔で行う場合				
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型)	要介護1 (520 単位) 要介護2 (420 単位) 要介護3 (320 単位) 要介護4 (220 単位) 要介護5 (120 単位)									1日につき + 14 単位						
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (在宅強化型)	要介護1 (560 単位) 要介護2 (460 単位) 要介護3 (360 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (160 単位)									1日につき (要介護+5に際し)	1日につき + 44 単位					
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床型)	要介護1 (520 単位) 要介護2 (420 単位) 要介護3 (320 単位) 要介護4 (220 単位) 要介護5 (120 単位)										1日につき + 34 単位					
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床型・在宅強化型)	要介護1 (560 単位) 要介護2 (460 単位) 要介護3 (360 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (160 単位)										1日につき (要介護+5に際し)	1日につき + 44 単位				
	二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (720 単位) 要介護2 (620 単位) 要介護3 (520 単位) 要介護4 (420 単位) 要介護5 (320 単位)															
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (760 単位) 要介護2 (660 単位) 要介護3 (560 単位) 要介護4 (460 単位) 要介護5 (360 単位)															
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (720 単位) 要介護2 (620 単位) 要介護3 (520 単位) 要介護4 (420 単位) 要介護5 (320 単位)															
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (760 単位) 要介護2 (660 単位) 要介護3 (560 単位) 要介護4 (460 単位) 要介護5 (360 単位)															
	三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (820 単位) 要介護2 (720 単位) 要介護3 (620 単位) 要介護4 (520 単位) 要介護5 (420 単位)															
		b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (860 単位) 要介護2 (760 単位) 要介護3 (660 単位) 要介護4 (560 単位) 要介護5 (460 単位)															
		c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (820 単位) 要介護2 (720 単位) 要介護3 (620 単位) 要介護4 (520 単位) 要介護5 (420 単位)															
		d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (860 単位) 要介護2 (760 単位) 要介護3 (660 単位) 要介護4 (560 単位) 要介護5 (460 単位)															
四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	a) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (920 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (620 単位) 要介護5 (520 単位)																
	b) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (960 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (760 単位) 要介護4 (660 単位) 要介護5 (560 単位)																
	c) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (920 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (620 単位) 要介護5 (520 単位)																
	d) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (960 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (760 単位) 要介護4 (660 単位) 要介護5 (560 単位)																
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型)	要介護1 (520 単位) 要介護2 (420 単位) 要介護3 (320 単位) 要介護4 (220 単位) 要介護5 (120 単位)	x97/100	x70/100	x70/100						1日につき + 14 単位						
		b) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (在宅強化型)	要介護1 (560 単位) 要介護2 (460 単位) 要介護3 (360 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (160 単位)									1日につき (要介護+5に際し)	1日につき + 44 単位					
		c) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型)	要介護1 (520 単位) 要介護2 (420 単位) 要介護3 (320 単位) 要介護4 (220 単位) 要介護5 (120 単位)										1日につき + 34 単位					
		d) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (在宅強化型)	要介護1 (560 単位) 要介護2 (460 単位) 要介護3 (360 単位) 要介護4 (260 単位) 要介護5 (160 単位)										1日につき (要介護+5に際し)	1日につき + 44 単位				
	二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (720 単位) 要介護2 (620 単位) 要介護3 (520 単位) 要介護4 (420 単位) 要介護5 (320 単位)															
		b) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (760 単位) 要介護2 (660 単位) 要介護3 (560 単位) 要介護4 (460 単位) 要介護5 (360 単位)															
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (720 単位) 要介護2 (620 単位) 要介護3 (520 単位) 要介護4 (420 単位) 要介護5 (320 単位)															
		d) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型)	要介護1 (760 単位) 要介護2 (660 単位) 要介護3 (560 単位) 要介護4 (460 単位) 要介護5 (360 単位)															
	三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (820 単位) 要介護2 (720 単位) 要介護3 (620 単位) 要介護4 (520 単位) 要介護5 (420 単位)															
		b) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (860 単位) 要介護2 (760 単位) 要介護3 (660 単位) 要介護4 (560 単位) 要介護5 (460 単位)															
		c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (820 単位) 要介護2 (720 単位) 要介護3 (620 単位) 要介護4 (520 単位) 要介護5 (420 単位)															
		d) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (看護型)	要介護1 (860 単位) 要介護2 (760 単位) 要介護3 (660 単位) 要介護4 (560 単位) 要介護5 (460 単位)															
四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	a) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (920 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (620 単位) 要介護5 (520 単位)																
	b) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (960 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (760 単位) 要介護4 (660 単位) 要介護5 (560 単位)																
	c) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (920 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (720 単位) 要介護4 (620 単位) 要介護5 (520 単位)																
	d) 経済的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (特別型)	要介護1 (960 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (760 単位) 要介護4 (660 単位) 要介護5 (560 単位)																
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満	(500 単位)																
	二) 4時間以上5時間未満	(600 単位)																
	三) 5時間以上6時間未満	(700 単位)																

注 特別療養費
注 療養体制維持特別加算 (1) 療養体制維持特別加算 (1日につき 27 単位を加算) (2) 療養体制維持特別加算 (1日につき 57 単位を加算)
注 緊急時施設療養費 (1) 緊急時施設療養費 (1日につき 3 単位を加算) (1日につき 2 単位を加算)
注 緊急時施設療養費 (2) 緊急時施設療養費 (1日につき 3 単位を加算) (1日につき 4 単位を加算)
注 緊急時施設療養費 (3) 緊急時施設療養費 (1日につき 3 単位を加算) (1日につき 4 単位を加算)
注 サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 3 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 3 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6 単位を加算)
注 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 39 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 29 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 16 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + (三) × 0.9 / 1.0) (5) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + (三) × 0.8 / 1.0)
注 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 17 / 1000)

注 特別療養費、注 緊急時施設療養費、注 サービス提供体制強化加算、注 介護職員処遇改善加算、及び注 介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
介護職員処遇改善加算 (1) (2) (3) (4) (5) の介護職員処遇改善加算については、令和 4 (令和 5) 年 1 月 1 日まで算定可能
令和 5 (令和 6) 年 1 月 1 日までの介護職員処遇改善加算 (1) (2) (3) (4) (5) の介護職員処遇改善加算については、令和 5 (令和 6) 年 1 月 1 日までの算定可能

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			療養病床の有無	療養病床の稼働率	療養病床の利用率	療養病床の稼働率	療養病床の利用率	療養病床の稼働率	療養病床の利用率	療養病床の稼働率	療養病床の利用率	療養病床の稼働率	療養病床の利用率	療養病床の稼働率	療養病床の利用率	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(3)														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(4)														
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(5)														
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(6)														
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(2)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(3)														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(4)														
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(5)														
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(6)														
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(3)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b 病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
		c 病院療養病床短期入所療養介護費(3)														
		d 病院療養病床短期入所療養介護費(4)														
		e 病院療養病床短期入所療養介護費(5)														
		f 病院療養病床短期入所療養介護費(6)														
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)														
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)														
		c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3)														
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)														
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)														
		c 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(3)														
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(3)	a ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)	a ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)														
		b ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)														
	(二) 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1)	a 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1)														
		b 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2)														
		c 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(3)														
		d 経過型ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(4)														
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費																
(6) 療養介護加算	(1) 国に2単位を加算(1日につき1日未満)															
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1) 日につき 3単位を加算														
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1) 日につき 4単位を加算														
(8) 特定診療費	特定診療費															
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1) 日につき 1単位を加算														
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1) 日につき 1単位を加算														
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1) 日につき 1単位を加算														
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1) 月につき 15単位を加算														
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 月につき 15単位を加算														
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	(1) 月につき 15単位を加算														
	(四) 介護職員処遇改善加算(4)	(1) 月につき 15単位を加算														
	(五) 介護職員処遇改善加算(5)	(1) 月につき 15単位を加算														
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1) 月につき 15単位を加算														
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1) 月につき 15単位を加算														
	(三) 介護職員等特定処遇改善加算(3)	(1) 月につき 15単位を加算														

医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経過措置減算を適用しない。

夜間勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。

介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算(1)～(11)、認知症専門ケア加算(1)、認知症専門ケア加算(2)、特定診療費の算入については、それぞれ異なる計算方法が適用される。

各項目の計算方法は、別添付資料「介護報酬の計算方法」に掲載されている。

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 ()	a 診療所短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 () 690 単位 要介護2 () 740 単位 要介護3 () 789 単位 要介護4 () 839 単位 要介護5 () 889 単位	× 70 / 100	診療所設備基準 減算 - 60 単位	- 25 単位	+ 200 単位 (7日間を限度)	+ 90 単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は1.4日を限度))	+ 120 単位	片道につき + 184 単位		
		b 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <従来型個室>	要介護1 () 717 単位 要介護2 () 770 単位 要介護3 () 822 単位 要介護4 () 874 単位 要介護5 () 926 単位									
		c 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <従来型個室>	要介護1 () 708 単位 要介護2 () 759 単位 要介護3 () 810 単位 要介護4 () 861 単位 要介護5 () 913 単位									
		d 診療所短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 () 796 単位 要介護2 () 846 単位 要介護3 () 897 単位 要介護4 () 945 単位 要介護5 () 995 単位									
		e 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <多床室>	要介護1 () 829 単位 要介護2 () 882 単位 要介護3 () 934 単位 要介護4 () 985 単位 要介護5 () 1,037 単位									
		f 診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <多床室>	要介護1 () 818 単位 要介護2 () 870 単位 要介護3 () 921 単位 要介護4 () 971 単位 要介護5 () 1,023 単位									
	(二) 診療所短期入所療養介護費 ()	a 診療所短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 () 611 単位 要介護2 () 656 単位 要介護3 () 700 単位 要介護4 () 746 単位 要介護5 () 790 単位									
		b 診療所短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 () 719 単位 要介護2 () 763 単位 要介護3 () 808 単位 要介護4 () 853 単位 要介護5 () 898 単位									
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>								要介護1 () 818 単位 要介護2 () 869 単位 要介護3 () 918 単位 要介護4 () 967 単位 要介護5 () 1,017 単位	× 97 / 100
											(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <ユニット型個室>	
			(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <ユニット型個室>								要介護1 () 836 単位 要介護2 () 888 単位 要介護3 () 939 単位 要介護4 () 989 単位 要介護5 () 1,040 単位	
											(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 () 846 単位 要介護2 () 899 単位 要介護3 () 950 単位 要介護4 () 1,001 単位 要介護5 () 1,054 単位									
			(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 () <療養機能強化型 B> <ユニット型個室の多床室>								要介護1 () 836 単位 要介護2 () 888 単位 要介護3 () 939 単位 要介護4 () 989 単位 要介護5 () 1,040 単位	
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	670 単位										
	(二) 4時間以上6時間未満	928 単位										
	(三) 6時間以上8時間未満	1,289 単位										
(4) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 3単位を加算)										
	(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)										
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 2.2単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 1.8単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の90 / 100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の80 / 100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和4年3月31日まで算定可能。
 令和3年1月1日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<3.1>介護<6.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,408 単位) 要介護3 (1,373 単位) 要介護4 (1,324 単位) 要介護5 (1,301 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100			
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (1,240 単位) 要介護2 (1,280 単位) 要介護3 (1,244 単位) 要介護4 (1,414 単位) 要介護5 (986 単位)							
			(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4.1>介護<4.1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>							要介護1 (1,052 単位) 要介護2 (1,424 単位) 要介護3 (1,493 単位) 要介護4 (1,263 単位) 要介護5 (1,038 単位)
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>							要介護1 (1,163 単位) 要介護2 (1,230 単位) 要介護3 (1,302 単位) 要介護4 (1,262 単位) 要介護5 (952 単位)
				(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4.1>介護<5.1>							a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>			要介護1 (1,137 単位) 要介護2 (1,200 単位) 要介護3 (1,266 単位) 要介護4 (1,332 単位) 要介護5 (1,333 単位)						
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 看護<4.1>介護<6.1>			a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (942 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,073 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,204 単位)					
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>		要介護1 (1,044 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,247 単位) 要介護5 (1,312 単位)						
			(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 () 経過措置型		a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (881 単位) 要介護2 (947 単位) 要介護3 (1,014 単位) 要介護4 (1,078 単位) 要介護5 (1,143 単位)					
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (950 単位) 要介護2 (1,052 単位) 要介護3 (1,116 単位) 要介護4 (1,182 単位) 要介護5 (1,251 単位)						
	一般病棟			a 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (788 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (982 単位) 要介護5 (1,048 単位)						
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 () <多床室>		要介護1 (834 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,094 単位) 要介護5 (1,159 単位)							
		a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>		要介護1 (1,371 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)							
		b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,471 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)								
		a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,515 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)								
		b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,515 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)								
		(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	(1,268 単位)								
		(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要介護1 (788 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (982 単位) 要介護5 (1,048 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100			
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 () <多床室>	要介護1 (834 単位) 要介護2 (890 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,094 単位) 要介護5 (1,159 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,371 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100			
			b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,471 単位) 要介護2 (1,236 単位) 要介護3 (1,303 単位) 要介護4 (1,368 単位) 要介護5 (1,434 単位)							
			一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ()					a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (1,515 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)	
									b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,515 単位) 要介護2 (1,183 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,322 単位) 要介護5 (1,390 単位)	
									(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)	
	(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,268 単位)									
	(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
	(6) 特定診療費										
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 12単位を加算)								
(二) サービス提供体制強化加算 ()		(1日につき 18単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算 ()		(1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 2.6 / 100.0)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.9 / 100.0)									
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.0 / 100.0)									
	(四) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の90 / 100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の80 / 100)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.5 / 100.0)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位 × 1.1 / 100.0)									

※ 特定診療費、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、令和4年3月31日まで算定可能
 令和3年3月31日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注
				運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス加算	特定事業所集中式加算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	① 居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 () \times 1.11(単位数)	運営基準減算の場合) $\times 50 / 100$ (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15 / 100	+10 / 100		
			要介護3・4・5 () \times 1.11(単位数)					
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 () ()					
			要介護3・4・5 () ()					
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 () ()					
			要介護3・4・5 () ()					
	② 居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 () \times 1.11(単位数)	+15 / 100	+10 / 100		+5 / 100	1月につき +100単位
			要介護3・4・5 () \times 1.11(単位数)					
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 () ()					
			要介護3・4・5 () ()					
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 () ()					
			要介護3・4・5 () ()					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 111単位)							
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 111単位)							
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 111単位)							
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 111単位)							
ニ 特定事業所居宅介護連携加算 (1月につき + 111単位)								
ヒ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算() (1月につき + 200単位)							
	(2) 入院情報連携加算() (1月につき + 100単位)							
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (= 450単位)							
	(2) 退院・退所加算()ロ (= 600単位)							
	(3) 退院・退所加算()イ (= 600単位)							
	(4) 退院・退所加算()ロ (= 750単位)							
	(5) 退院・退所加算() (= 900単位)							
ト 退院時連携加算 (1月につき + 111単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に1回を限度に + 200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (= 400単位)								

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、一字の連絡通知連絡()、丁字の連絡通知連絡()、丁字の連絡通知連絡()の活用又は業務改善の取組を行った()に算定される。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が41件以上である場合、41件以上49件未満の部分については()を、50件以上の部分については()を算定する。
令和3年3月31日までの間は、居宅介護支援費のイについては、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

2 介護保健施設サービス

基本部分																					
		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費()	(一) 介護保健施設サービス費() ＜従来型個室＞〔基本型〕	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費() ＜従来型個室＞〔在宅強化型〕	部介護 2,526 単位 部介護 2,526 単位 部介護 2,526 単位 部介護 2,526 単位																	1日につき + 34 単位	
		(三) 介護保健施設サービス費() ＜多床室＞〔基本型〕	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																	1日につき + 45 単位	
		(四) 介護保健施設サービス費() ＜多床室＞〔在宅強化型〕	部介護 4,524 単位 部介護 2,948 単位 部介護 2,948 単位 部介護 2,948 単位																	1日につき + 46 単位	
	(2) 介護保健施設サービス費() ＜療養型看護職員配置＞	(一) 介護保健施設サービス費() ＜従来型個室＞〔療養型〕	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費() ＜多床室＞〔療養型〕	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																		
	(3) 介護保健施設サービス費() ＜療養型看護職員配置＞	(一) 介護保健施設サービス費() ＜従来型個室＞〔療養型〕	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費() ＜多床室＞〔療養型〕	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																		
	(4) 介護保健施設サービス費() ＜特別介護保健施設サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費() ＜従来型個室＞	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位																		
		(二) 介護保健施設サービス費() ＜多床室＞	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																		
	ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費()	(一) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室＞〔基本型〕	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位	×97/100	×70/100	×70/100														1日につき + 34 単位
			(二) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室＞〔在宅強化型〕	部介護 2,526 単位 部介護 2,526 単位 部介護 2,526 単位 部介護 2,526 単位																	1日につき + 45 単位
			(三) <u>経費的</u> ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室的多床室＞〔基本型〕	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																	1日につき + 34 単位
			(四) <u>経費的</u> ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室的多床室＞〔在宅強化型〕	部介護 4,524 単位 部介護 2,948 単位 部介護 2,948 単位 部介護 2,948 単位																	1日につき + 46 単位
		(2) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜療養型看護職員配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位				×97/100													
			(二) <u>経費的</u> ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室的多床室＞〔療養型〕	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																	
(3) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜療養型看護職員配置＞		(一) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位																		
		(二) <u>経費的</u> ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室的多床室＞〔療養型〕	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																		
(4) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型特別介護保健施設サービス費＞		(一) ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室＞	部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位 部介護 2,244 単位																		
		(二) <u>経費的</u> ユニット型介護保健施設サービス費() ＜ユニット型個室的多床室＞	部介護 4,104 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位 部介護 2,688 単位																		

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき109単位を算定			
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 4.6単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.6単位を加算)			
	(2) 死亡日以前46日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.6単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.2単位を加算)			
	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.2単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.2単位を加算)			
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.6単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.70単位を加算)			
注 特別療養費					
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算() (1日につき 57単位を加算)				
注 八 初期加算	(1日につき 39単位を加算)				
注 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として) 3.0単位を加算	注 栄養連携の連携を要しない場合は、算定しない。			
ホ 入所前後訪問指導加算 () (2)	在宅化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算) 在宅化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定			
ホ 入所前後訪問指導加算 () (2)	在宅化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算) 在宅化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定			
ヘ 退所時等支援加算 (2)	(1) 退所時等支援加算	一) 試行的退所時指導加算 (4.0単位)			
		二) 退所時情報提供加算 (5.0単位)			
		三) 入退所前連携加算 () (1.0単位)			
		四) 入退所後連携加算 () (1.0単位)			
(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として) 3.0単位を算定		注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の生活面に対して診療情報を提供した場合 注 退所前介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供サービス提供を行った場合			
注 介護マスタングの加算	(1日につき 1.0単位を加算)	注 介護マスタングの連携を要しない場合は、算定しない。			
注 2 閉口移行加算 (2)	(1日につき 29単位を加算)	注 介護マスタングの連携を要しない場合は、算定しない。			
注 3 閉口維持加算 (2)	(1) 閉口維持加算() (1日につき 4.0単位を加算)	注 介護マスタングの連携を要しない場合は、算定しない。 注 閉口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。			
	(2) 閉口維持加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
注 3 口腔衛生管理加算 (2)	(1) 口腔衛生管理加算() (1日につき 1.0単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合			
	(2) 口腔衛生管理加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
注 4 療養費加算	(1回につき 6単位を加算(1日に1回を限度))				
注 5 在宅療養支援機能加算	(療養型老健に限り)1日につき 1.0単位を加算				
注 6 かかりつけ医連携連携調整加算 (2)	(1) かかりつけ医連携調整連携調整加算() (入所者1人につき1回を限度として) 1.0単位を加算	(2) かかりつけ医連携調整連携調整加算() (入所者1人につき1回を限度として) 1.0単位を加算	(3) かかりつけ医連携調整連携調整加算() (入所者1人につき1回を限度として) 1.0単位を加算		
				(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.18単位を算定)
					療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.18単位を算定)
				(2) 特定治療	
注 7 所定疾患施設療養費 (2)	(1) 所定疾患施設療養費() (4月に1回7日を限度に、1日につき2.9単位を算定)				
	(2) 所定疾患施設療養費() (1月に1回1日を限度に、1日につき4.0単位を算定)				
注 8 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)				
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)				
注 9 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り) 1日につき2.0単位を加算				
	療養型老健の場合 (入所後7日に限り) 1日につき2.0単位を加算				
注 10 認知症情報提供加算	(1回当たり) 3.59単位を加算				
注 11 地域連携診療計画情報提供加算 (2)	在宅化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として) 3.0単位を加算				
	在宅化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として) 3.0単位を加算				
注 12 ハビテーション・マネジメント計画書情報加算 (2)	(1回につき) 1.0単位を加算				
注 13 看護マスタング加算 (2) (イ)イ1)を算定する場合は、イ2)を算定しない。	(1) 看護マスタング加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(2) 看護マスタング加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(3) 看護マスタング加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(4) 看護マスタング加算() (1日につき 1.0単位を加算(1日に1回を限度))				
注 14 排せつ支援加算 (2)	(1) 排せつ支援加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(2) 排せつ支援加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(3) 排せつ支援加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(4) 排せつ支援加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
注 15 認知支援促進加算 (2)	(1日につき 1.0単位を加算)				
注 16 科学的介護推進体制加算 (2)	(1) 科学的介護推進体制加算() (1日につき 4.0単位を加算)				
	(2) 科学的介護推進体制加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
注 17 安全対策体制加算	(入所者1人につき1回を限度として) 1.0単位を算定				
注 18 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 3.0単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 1.0単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6.0単位を加算)				
注 19 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき ※所定単位数×39/1000)	注 所定単位数は、イから、までに2)算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき ※所定単位数×29/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき ※所定単位数×14/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき ※(3)の98/1000)				
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき ※(3)の10/1000)				
注 20 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき ※所定単位数×21/1000)	注 所定単位数は、イから、までに2)算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき ※所定単位数×17/1000)				

P1・OT・STによる人員配置算定を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、イ(3)を適用しない。
安全対策体制強化加算については令和1年1月1日から、実務管理の推進を目的とした(場合)の算定については令和1年4月1日から適用する。
看護マスタング加算()、排せつ支援加算()、介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和1年3月21日まで算定可能。
令和1年9月31日まで算定可能な、介護情報連携サービス費のイ及びロについては、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護療養施設サービス
 イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		活動を行う職員が 勤務する施設を 満たす場合	入居者の数が 入居者の定員を 超える場合	看護・介護職員 が1名以上の 人員を有する 場合	介護支援専門員 が1名以上の 人員を有する 場合	看護部長が専任 として勤務し ていない場合	医師の医師確保 が1名以上の 専任職員に おこなわれている 場合	医師の医師確保 が1名以上の 専任職員に おこなわれている 場合	医師の医師確保 が1名以上の 専任職員に おこなわれている 場合	一定の要件も 満たす場合は 1.5倍の場合	活動のユニット がユニット 別に設置して 100ユニット 以上の施設に 設置される場合	身体障害者 が1名以上の 人員を有する 場合	障害者が 1名以上の 人員を有する 場合	医師の配置 が1名以上の 専任職員に おこなわれている 場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 療養型 介護療養 施設サービス (1日に2名)	療養型 介護療養施設 サービス費 A	療養型介護療養施設 サービス費 <従来型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00							×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00													
		療養型介護療養施設 サービス費 B	療養型介護療養施設 サービス費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00								×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00											
			療養型介護療養施設 サービス費 C	療養型介護療養施設 サービス費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00								×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00										
				看護<8:1> 介護<4:1>	療養型介護療養施設 サービス費 <多床室>	部分室1 233.00 部分室2 233.00 部分室3 233.00 部分室4 233.00								×95/100		233.00 233.00 233.00 233.00									
	療養型介護療養施設 サービス費 D				療養型介護療養施設 サービス費 <療養機能強化型A> <多床室>	部分室1 233.00 部分室2 233.00 部分室3 233.00 部分室4 233.00								×95/100		233.00 233.00 233.00 233.00									
		療養型介護療養施設 サービス費 E			療養型介護療養施設 サービス費 <療養機能強化型B> <多床室>	部分室1 233.00 部分室2 233.00 部分室3 233.00 部分室4 233.00								×95/100		233.00 233.00 233.00 233.00									
			看護<8:1> 介護<4:1>		療養型介護療養施設 サービス費 <多床室>	部分室1 116.50 部分室2 116.50 部分室3 116.50 部分室4 116.50								×95/100		116.50 116.50 116.50 116.50									
				看護<8:1> 介護<8:1>	療養型介護療養施設 サービス費 <従来型個室>	部分室1 233.00 部分室2 233.00 部分室3 233.00 部分室4 233.00								×95/100		233.00 233.00 233.00 233.00									
	看護<8:1> 介護<8:1>				療養型介護療養施設 サービス費 <療養機能強化型A> <多床室>	部分室1 116.50 部分室2 116.50 部分室3 116.50 部分室4 116.50								×95/100		116.50 116.50 116.50 116.50									
		看護<8:1> 介護<8:1>			療養型介護療養施設 サービス費 <療養機能強化型B> <多床室>	部分室1 116.50 部分室2 116.50 部分室3 116.50 部分室4 116.50								×95/100		116.50 116.50 116.50 116.50									
			(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日に2名)		療養型経過型介護療養 施設サービス費 <従来型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00		×70/100								466.00 466.00 466.00 466.00									
				看護<8:1> 介護<4:1>		部分室1 233.00 部分室2 233.00 部分室3 233.00 部分室4 233.00								×95/100		233.00 233.00 233.00 233.00									
療養型経過型介護療養 施設サービス費 <療養機能強化型A> <多床室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00											×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00											
	看護<8:1> 介護<4:1>	部分室1 233.00 部分室2 233.00 部分室3 233.00 部分室4 233.00									×95/100		233.00 233.00 233.00 233.00												
(3) ユニット型 療養型介護 療養施設 サービス費 (1日に2名)	(一) ユニット型療養型介護療養 施設サービス費 <ユニット型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00											466.00 466.00 466.00 466.00												
		(二) ユニット型療養型介護療養 施設サービス費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00											466.00 466.00 466.00 466.00											
			(三) ユニット型療養型介護療養 施設サービス費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00											466.00 466.00 466.00 466.00										
				(四) 経過型ユニット型療養型介護療養 施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00									×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00									
	(五) 経過型ユニット型療養型介護療養 施設サービス費 <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>				部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00									×97/100		466.00 466.00 466.00 466.00									
		(六) 経過型ユニット型療養型介護療養 施設サービス費 <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>			部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00									×97/100		466.00 466.00 466.00 466.00									
			(一) ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス費 <ユニット型個室>		部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00									×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00									
				(二) 経過型ユニット型療養型経過型介護療養 施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>	部分室1 466.00 部分室2 466.00 部分室3 466.00 部分室4 466.00									×95/100		466.00 466.00 466.00 466.00									

注 外泊時費用		入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して居室における試行的遠隔を認められた場合、1月につき4日を限度として1日につき800単位を算定。(2)及び(4)の基本単位に限る。	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 30単位)		
(6) 遠隔時 指導等加算 (3)	(一) 遠隔時指導 加算	A 遠隔前診問診指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、4.0単位を算定。	注 入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合 注 遠隔後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居室介護支援事業者と遠隔前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		B 遠隔後訪問指導加算 (遠隔後1回)を限度に、4.0単位を算定。	
		C 遠隔時指導加算 (4.0単位)	
		D 遠隔時情報提供加算 (5.0単位)	
		E 遠隔前連携加算 (5.0単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として、3.0単位を算定)			
(7) 低栄養入り改善加算 (3)	(1月につき 3.0単位を算定)	注 低栄養の改善を目的とした食事及び経口摂取加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(8) 経口維持加算 (3)	(1日につき 2.0単位を算定)	注 経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算 (3)	(一) 経口維持加算 (1日につき 4.0単位を算定)	注 経口維持加算を算定している場合は、算定しない。 経口維持加算 (1)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算 (1日につき 1.0単位を算定)		
(10) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 3.0単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月1回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1回につき 3.0単位を算定)(1日に1回を限度)		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(4日につき 1.0単位を算定)		
(13) 特定診療費 (3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 3.0単位を算定)	
	(二) 認知症専門ケア加算 ()		
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入居後7日以内)1日につき2.0単位を算定		
(16) 押せつ支援加算 (3)	(1月につき 1.0単位を算定)		
(17) 安全対策加算 (1)	(入院患者1人につき1回を限度として1.0単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 1.0単位を算定)	
	(二) サービス提供体制強化加算 ()		
	(三) サービス提供体制強化加算 ()		
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()		
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()		
	(四) 介護職員処遇改善加算 ()		
	(五) 介護職員処遇改善加算 ()		
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	注 所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ()		

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(3)を適用しない。

在宅復帰支援機能加算(1)及び(2)は、在宅復帰の開始認定の日(在宅復帰の認定書の日)から算定し、令和4年3月31日までの期間、介護職員処遇改善加算、及び介護職員処遇改善加算(二)については、令和4年3月31日まで算定可能。
令和4年3月31日までの期間は、介護職員処遇改善加算(一)及び(二)から算定した単位数の平均の二に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			入院患者の数が入院患者の定義を超える場合	一定の条件を満たす入院患者の数が規率を満たさない場合	電動のユニットリフトをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施加算	地下掘削設備基準を満たさない場合	経過措置未適用加算 加算	完全管理体制未実施加算 加算	経過措置未適用加算 加算	若年性認知症患者受入加算		
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a 診療所型介護療養施設サービス費 <従来型個室>	要介護1 (578 単位)	× 95 / 100	× 95 / 100		-58 単位							
		要介護2 (530 単位)										-52 単位	
		要介護3 (688 単位)										-69 単位	
		要介護4 (707 単位)										-71 単位	
		要介護5 (752 単位)										-75 単位	
	b 診療所型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型 A> <従来型個室>	要介護1 (641 単位)	× 95 / 100				-64 単位						
		要介護2 (647 単位)											-65 単位
		要介護3 (892 単位)											-89 単位
		要介護4 (738 単位)											-74 単位
		要介護5 (785 単位)											-79 単位
	c 診療所型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型 B> <従来型個室>	要介護1 (693 単位)	× 95 / 100				-69 単位						
		要介護2 (638 単位)											-64 単位
		要介護3 (683 単位)											-68 単位
		要介護4 (728 単位)											-73 単位
		要介護5 (774 単位)											-77 単位
看護<6:1>介護<6:1>	要介護1 (670 単位)	× 95 / 100				-67 単位							
	要介護2 (714 単位)											-71 単位	
	要介護3 (759 単位)											-76 単位	
	要介護4 (802 単位)											-80 単位	
	要介護5 (846 単位)											-85 単位	
e 診療所型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型 A> <多床室>	要介護1 (689 単位)	× 70 / 100	× 95 / 100			-70 単位					+120 単位		
	要介護2 (746 単位)											-75 単位	
	要介護3 (792 単位)											-79 単位	
	要介護4 (837 単位)											-84 単位	
	要介護5 (884 単位)											-88 単位	
f 診療所型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型 B> <多床室>	要介護1 (735 単位)	× 95 / 100				-74 単位							
	要介護2 (781 単位)											-78 単位	
	要介護3 (828 単位)											-83 単位	
	要介護4 (874 単位)											-87 単位	
	要介護5 (922 単位)											-92 単位	
(2) ユニット型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a 診療所型介護療養施設サービス費 <従来型個室>	要介護1 (698 単位)	× 95 / 100	× 95 / 100									
		要介護2 (643 単位)										-64 単位	
		要介護3 (688 単位)										-68 単位	
		要介護4 (829 単位)										-83 単位	
		要介護5 (874 単位)										-87 単位	
	b 診療所型介護療養施設サービス費 <多床室>	要介護1 (749 単位)	× 95 / 100				-75 単位						
		要介護2 (795 単位)											-80 単位
		要介護3 (841 単位)											-84 単位
		要介護4 (887 単位)											-89 単位
		要介護5 (934 単位)											-93 単位
	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (714 単位)	× 97 / 100				-71 単位						
		要介護2 (761 単位)											-76 単位
		要介護3 (807 単位)											-81 単位
		要介護4 (854 単位)											-85 単位
		要介護5 (899 単位)											-90 単位
要介護6 (946 単位)		-94 単位											
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型 A> <ユニット型個室>	要介護1 (706 単位)	× 95 / 100				-71 単位							
	要介護2 (754 単位)											-75 単位	
	要介護3 (797 単位)											-80 単位	
	要介護4 (841 単位)											-84 単位	
	要介護5 (887 単位)											-89 単位	
	要介護6 (934 単位)											-93 単位	
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 <療養機能強化型 B> <ユニット型個室>	要介護1 (698 単位)	× 95 / 100				-70 単位							
	要介護2 (746 単位)											-75 単位	
	要介護3 (792 単位)											-79 単位	
	要介護4 (837 単位)											-84 単位	
	要介護5 (884 単位)											-88 単位	
	要介護6 (931 単位)											-93 単位	
(四) 経過措置ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (714 単位)					-71 単位							
	要介護2 (761 単位)											-76 単位	
	要介護3 (807 単位)											-81 単位	
	要介護4 (854 単位)											-85 単位	
	要介護5 (899 単位)											-90 単位	
	要介護6 (946 単位)											-94 単位	
(五) 経過措置ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型 A> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (706 単位)					-71 単位							
	要介護2 (754 単位)											-75 単位	
	要介護3 (797 単位)											-80 単位	
	要介護4 (841 単位)											-84 単位	
	要介護5 (887 単位)											-89 単位	
	要介護6 (934 単位)											-93 単位	
(六) 経過措置ユニット型診療所型介護療養施設サービス費() <療養機能強化型 B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (698 単位)					-70 単位							
	要介護2 (746 単位)											-75 単位	
	要介護3 (792 単位)											-79 単位	
	要介護4 (837 単位)											-84 単位	
	要介護5 (884 単位)											-88 単位	
	要介護6 (931 単位)											-93 単位	
診療所療養病床 設備基準加算 - 54 単位	× 33 / 100	-3 単位	-14 単位										

注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)
		c 退院時指導加算 (400単位)
		d 退院時情報提供加算 (500単位)
		e 退院前準備加算 (500単位)
(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合		
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合		
注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
(5) 低栄養リスク改善加算 (1)	(1月につき 300単位を加算)	
注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。		
(6) 経口移行加算 (1)	(1日につき 28単位を加算)	
注 経口移行の基準を満たさない場合は、算定しない。		
(7) 経口維持加算 (1)	(一) 経口維持加算 ()	(1月につき 400単位を加算)
	(二) 経口維持加算 ()	(1月につき 100単位を加算)
注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。		
(8) 口腔衛生管理加算 (1)	(1月につき 90単位を加算)	
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合		
(9) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1)	(1日につき 10単位を加算)	
(11) 特定診療費 (1)		
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算 ()	(1日につき 4単位を加算)
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(1ヵ月あたり7日に限り、1日につき200単位を加算)	
(14) 排せつ支援加算 (1)	(1月につき 100単位を加算)	
(15) 安全対策体制加算 (1)	(入院患者1人につき1回を限度として40単位を算定)	
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 12単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算 ()	(1日につき 6単位を加算)
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 100.0)
	(二) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 100.0)
	(三) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位数 × 1.0 / 100.0)
	(四) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の90 / 100)
	(五) 介護職員処遇改善加算 ()	(1月につき + (三)の80 / 100)
注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計		
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 100.0)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ()	(1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 100.0)
注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計		

一定の要件を満たす入院患者の数が採率に満たない場合には、()を適用しない。

安全対策体制強化加算については令和1年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算()及び介護職員処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能。

令和3年3月31日までの間は、介護職員処遇改善加算()及び()について、所定単位数の千分の千二に相当する単位数を算定する。

八 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注																								
			入院患者の数が入院患者の定員を超えない場合	介護・介護職員等の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護職員が定められた看護職員員数に50%未満で構成される場合	療養の医師確保計画を達成したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50%未満で構成される場合	療養の医師確保計画を達成したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50%未満で構成される場合	一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合	実働のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施施設	経口移行が未実施（1人1床）	安全管理体制未整備施設	看護管理の基準を満たさない場合																		
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (従来型個室)	認定介護1	2,988 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位																			
			認定介護2	1,624 単位						1,111 単位																						
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (多床室)	認定介護1	2,692 単位						×90/100				×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位										
			認定介護2	1,624 単位																												
		一般病院	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (従来型個室)	認定介護1						2,988 単位				×70/100	×70/100	-12 単位	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位									
				認定介護2						1,624 単位																						
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (多床室)	認定介護1						2,692 単位										×90/100				×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位
				認定介護2						1,624 単位																						
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (多床室)	認定介護1						2,692 単位										×90/100				×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位
		認定介護2		1,624 単位																												
	(2) 認知症疾患型経路型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a 認知症疾患型経路型介護療養施設サービス費 (従来型個室)	認定介護1	2,988 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位																		
			認定介護2	1,624 単位																												
		b 認知症疾患型経路型介護療養施設サービス費 (多床室)	認定介護1	2,692 単位							×90/100				×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位									
			認定介護2	1,624 単位																												
		b 認知症疾患型経路型介護療養施設サービス費 (多床室)	認定介護1	2,692 単位							×90/100				×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位									
	認定介護2		1,624 単位																													
	(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ユニット型個室)	認定介護1	4,112 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位																		
				認定介護2	2,472 単位																											
		b 経路型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ユニット型個室的多床室)	認定介護1	4,112 単位	×90/100						×90/100				×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位										
			認定介護2	2,472 単位																												
		b 経路型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ユニット型個室的多床室)	認定介護1	4,112 単位	×90/100						×90/100				×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位										
	認定介護2		2,472 単位																													
	一般病院	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ユニット型個室)	認定介護1	4,112 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位																		
			認定介護2	2,472 単位																												
	b 経路型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ユニット型個室的多床室)	認定介護1	4,112 単位	×90/100							×90/100				×90/100	×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位										
認定介護2		2,472 単位																														
b 経路型ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ユニット型個室的多床室)	認定介護1	4,112 単位	×90/100	×90/100							×90/100				×95/100	×97/100	×97/100	2,108 単位	×33/110	-3 単位	-14 単位											
	認定介護2	2,472 単位																														

一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合には、(1)を適用しない。
 安全管理体制未整備施設については令和1年11月1日から、安全管理体制未実施施設については令和1年11月1日から適用する。
 介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員処遇改善加算(2)については、令和(4)年3月31日まで算定可能。
 令和3年3月31日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の十に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超え る場合	医師、薬剤師、看 護師、介護職員、 介護支援専門 員、の員数が基準に 満たない場合	看護師が基準に定 められた看護職員 の員数が20/100 を求じて得た数未 満の場合	実働のユニットリ ーダーをユニット毎 に配置していない場 合	身体拘束防止未 実施実算	完全付帯体制未 実施実算	介護環境の基準 を満たさない場合	介護環境の基準 を満たさない場合	夜勤を行う職員の 勤務条件に関する 基準の区分による 加算	若年性認知症入 所者受入加算		
イ 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	型介護1 (774 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	271 単位	- 5 単位	- 14 単位	- 25 単位	- 25 単位		
			型介護2 (824 単位)					282 単位						
			型介護3 (1,060 単位)					406 単位						
			型介護4 (1,181 単位)					416 単位						
			型介護5 (1,291 単位)					426 単位						
	(二) 型介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (884 単位)	292 単位											
		型介護2 (1,171 単位)	397 単位											
		型介護3 (1,271 単位)	407 単位											
		型介護4 (1,382 単位)	417 単位											
		型介護5 (1,492 単位)	427 単位											
	(2) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	型介護1 (812 単位)					× 90 / 100						281 単位
			型介護2 (1,036 単位)											386 単位
			型介護3 (1,264 単位)											396 単位
			型介護4 (1,433 単位)											406 単位
			型介護5 (1,613 単位)											416 単位
(二) 型介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (813 単位)	281 単位												
	型介護2 (1,154 単位)	386 単位												
	型介護3 (1,392 単位)	396 単位												
	型介護4 (1,592 単位)	406 単位												
	型介護5 (1,742 単位)	416 単位												
(3) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	型介護1 (898 単位)	× 90 / 100	291 単位										
		型介護2 (1,029 単位)		396 単位										
		型介護3 (1,127 単位)		406 単位										
		型介護4 (1,237 単位)		416 単位										
		型介護5 (1,347 単位)		426 単位										
(二) 型介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (899 単位)	291 単位												
	型介護2 (1,238 単位)	396 単位												
	型介護3 (1,437 単位)	406 単位												
	型介護4 (1,538 単位)	416 単位												
	型介護5 (1,638 単位)	426 単位												
ロ 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型介護医療院 サービス費 () <従来型個室>		型介護1 (829 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	281 単位	- 5 単位	- 14 単位	- 25 単位	- 25 単位	
				型介護2 (764 単位)					276 単位					
				型介護3 (972 単位)					371 単位					
				型介護4 (1,092 単位)					381 単位					
				型介護5 (1,192 単位)					391 単位					
	(二) 型介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (779 単位)	281 単位											
		型介護2 (876 単位)	286 単位											
		型介護3 (1,084 単位)	381 単位											
		型介護4 (1,179 単位)	391 単位											
		型介護5 (1,249 単位)	396 単位											
	(2) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	型介護1 (853 単位)	× 90 / 100					291 単位					
			型介護2 (748 単位)						286 単位					
			型介護3 (924 単位)						381 単位					
			型介護4 (1,043 単位)						391 単位					
			型介護5 (1,122 単位)						396 単位					
(二) 型介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (842 単位)	286 単位												
	型介護2 (899 単位)	291 単位												
	型介護3 (1,096 単位)	386 単位												
	型介護4 (1,154 単位)	391 単位												
	型介護5 (1,243 単位)	396 単位												
(3) 型 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	型介護1 (842 単位)	× 90 / 100		286 単位									
		型介護2 (736 単位)			281 単位									
		型介護3 (943 単位)			376 単位									
		型介護4 (1,032 単位)			386 単位									
		型介護5 (1,111 単位)			391 単位									
(二) 型介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (752 単位)	286 単位												
	型介護2 (847 単位)	291 単位												
	型介護3 (1,054 単位)	386 単位												
	型介護4 (1,143 単位)	391 単位												
	型介護5 (1,222 単位)	396 単位												
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) 型特別 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>		型介護1 (855 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	286 単位	- 5 単位	- 14 単位	- 25 単位	- 25 単位	夜間勤務等看 護 () + 23 単位
				型介護2 (756 単位)					281 単位					
				型介護3 (963 単位)					376 単位					
				型介護4 (1,071 単位)					386 単位					
				型介護5 (1,157 単位)					391 単位					
	(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (757 単位)	286 単位											
		型介護2 (861 単位)	291 単位											
		型介護3 (1,061 単位)	386 単位											
		型介護4 (1,175 単位)	391 単位											
		型介護5 (1,259 単位)	396 単位											
(2) 型特別 介護医療院 サービス費 ()	(一) 型特別介護医療院 サービス費 () <従来型個室>	型介護1 (808 単位)	× 90 / 100	291 単位										
		型介護2 (704 単位)		286 単位										
		型介護3 (911 単位)		381 単位										
		型介護4 (982 単位)		391 単位										
		型介護5 (1,056 単位)		396 単位										
(二) 型特別介護医療院 サービス費 () <多床室>	型介護1 (714 単位)	286 単位												
	型介護2 (808 単位)	291 単位												
	型介護3 (1,013 単位)	386 単位												
	型介護4 (1,088 単位)	391 単位												
	型介護5 (1,161 単位)	396 単位												
ニ ユニット 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 型介護 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	型介護1 (842 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	286 単位	- 5 単位	- 14 単位	- 25 単位	- 25 単位		
			型介護2 (861 単位)					291 単位						
			型介護3 (1,188 単位)					386 単位						
			型介護4 (1,288 単位)					396 単位						
			型介護5 (1,379 単位)					406 単位						
	(二) 経過型ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室の 多床室>	型介護1 (842 単位)	286 単位											
		型介護2 (951 単位)	291 単位											
		型介護3 (1,188 単位)	386 単位											
		型介護4 (1,288 単位)	396 単位											
		型介護5 (1,379 単位)	406 単位											
(2) ユニット型 型介護 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	型介護1 (832 単位)	× 90 / 100	281 単位										
		型介護2 (930 単位)		286 単位										
		型介護3 (1,174 単位)		381 単位										
		型介護4 (1,271 単位)		391 単位										
		型介護5 (1,361 単位)		396 単位										
(二) 経過型ユニット型 型 介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室の 多床室>	型介護1 (832 単位)	286 単位												
	型介護2 (934 単位)	291 単位												
	型介護3 (1,174 単位)	386 単位												
	型介護4 (1,271 単位)	391 単位												
	型介護5 (1,361 単位)	396 単位												
ホ ユニット 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	型介護1 (844 単位)	- 25 単位	× 90 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100	286 単位	- 5 単位	- 14 単位	- 25 単位	- 25 単位			
		型介護2 (861 単位)					291 単位							
		型介護3 (1,182 単位)					386 単位							
		型介護4 (1,295 単位)					396 単位							
		型介護5 (1,326 単位)					401 単位							
	(2) 経過型ユニット型 型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	型介護1 (844 単位)					286 単位							
		型介護2 (942 単位)					291 単位							
		型介護3 (1,162 単位)					386 単位							
		型介護4 (1,255 単位)					391 単位							
		型介護5 (1,341 単位)					396 単位							
ヘ ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	型介護1 (781 単位)	- 25 単位	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	276 単位	- 5 単位	- 14 単位	- 25 単位	- 25 単位			
		型介護2 (893 単位)					281 単位							
		型介護3 (1,118 単位)					376 単位							
		型介護4 (1,205 単位)					386 単位							
		型介護5 (1,292 単位)					396 単位							
	(二) 経過型ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室の 多床室>	型介護1 (781 単位)					276 単位							
		型介護2 (893 単位)					281 単位							
		型介護3 (1,118 単位)					376 単位							
		型介護4 (1,205 単位)					386 単位							
		型介護5 (1,292 単位)					396 単位							
(2) ユニット型 型特別介護 医療院 サービス費 ()	(一) ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室>	型介護1 (800 単位)	× 90 / 100	281 単位										
		型介護2 (896 単位)		286 単位										
		型介護3 (1,118 単位)		381 単位										
		型介護4 (1,184 単位)		391 単位										
		型介護5 (1,272 単位)		396 単位										
(二) 経過型ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 () <ユニット型個室の 多床室>	型介護1 (800 単位)	286 単位												
	型介護2 (896 単位)	291 単位												
	型介護3 (1,104 単位)	386 単位												
	型介護4 (1,184 単位)	391 単位												
	型介護5 (1,272 単位)	396 単位												

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき + 30単位)		
チ 再入所時栄養指導加算 (2) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 (2)	(一) 退所時指導加算	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	
	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	c 退所時指導加算 (400単位)	
	d 退所時情報提供加算 (500単位)	
e 退所前連携加算 (500単位)		
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
2 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ロ 経口移行加算 (2) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口維持加算 (2)	(一) 経口維持加算 () (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算 () (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算 () を算定していない場合には、算定しない。
2 口腔衛生管理加算 (2)	(一) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 38単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 118単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
2 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
2 在宅復帰支援機能加算 (2) (1日につき 10単位を加算)		
2 特別診療費 (2)		
2 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療	
2 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)	
2 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
2 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき400単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
2 排せつ支援加算 (2)	(一) 排せつ支援加算 () (1月につき 18単位を加算)	
	(二) 排せつ支援加算 () (1月につき 15単位を加算)	
	(三) 排せつ支援加算 () (1月につき 10単位を加算)	
	(四) 排せつ支援加算 () (1月につき 100単位を加算)	
2 自立支援促進加算 () (1月につき 300単位を加算)		
2 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)	(一) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)	
	(二) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 60単位を加算)	
2 高齢者福祉生活移行加算 () (入所後30日に限り、1日につき60単位を加算)		
2 安全対策体制加算 (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
2 サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 27単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)	
2 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 26 / 1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の90 / 100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + (三)の80 / 100)	
2 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 15 / 1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	

夜勤勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 八及びハを適用する場合には、(2)を適用しない。
 安全対策体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和4年4月1日から適用する。
 排せつ支援加算 ()、介護職員処遇改善加算 ()及び介護職員処遇改善加算 ()については、令和4年3月31日まで算定可能。
 令和3年9月31日までの間は、介護保険費サービス費のイからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和3年4月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 85.2単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算 (1月につき + 2.00単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算						
	(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 4.4単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 3.6単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算() (1回につき + 1.2単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 5.8 / 100.0)					注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 4.2 / 100.0)					
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 2.3 / 100.0)					
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の90 / 100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の80 / 100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 2.1 / 100.0)					注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 1.5 / 100.0)					

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 「介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()」については、令和4年3月31日まで算定可能。
 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

[脚注] 単位数算定記号の説明

+	単位	+	所定単位数	+	単位
-	単位	-	所定単位数	-	単位
×	／100	×	所定単位数	×	／100
+	／100	+	所定単位数	+	所定単位数 ×
					／100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注		注	注	注	注	注	注	注		
			注	注									
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (332単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算()	特別管理加算	利用を要しない日(休日・年末年始等)を除き、1か月以内の訪問回数を算定する。
	(2) 30分未満 (434単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (736単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,137単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は(1,137)単位 (223単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時介護予防訪問看護加算()	特別管理加算	利用を要しない日(休日・年末年始等)を除き、1か月以内の訪問回数を算定する。
	(2) 30分未満 (333単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (535単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (737単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位) ニ 退院時共同加算 (1月につき +600単位) ホ 看護体制強化加算 (1月につき +120単位) ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位) ヨ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)													
* 特別地域介護予防訪問看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目(事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、生業用とする場合は、支給限度管理の対象外)の算定に当たっては、当該算定項目の単位数を算入。 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。 令和1年9月31日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。													

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注			
							注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	1回につき 332単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用を要しない日(休日・年末年始等)を除き、1か月以内の訪問回数を算定する。	
									病院又は診療所の場合
									介護老人保健施設の場合
ロ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位) ニ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)									
* 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目(事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、生業用とする場合は、支給限度管理の対象外)の算定に当たっては、当該算定項目の単位数を算入。 令和1年9月31日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。									

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域の介護予防居宅療養管理指導費加算	注 中山間地域等に於ける小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(1)(2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.1)単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.2)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.3)単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(1)在宅待機学協会管理料又は特定施設入居待機学協会管理料を算定する場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.3)単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.4)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.5)単位			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.6)単位	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.7)単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (2.8)単位				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 錠剤又は封筒剤の薬剤が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.9)単位	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.10)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.11)単位			
	(2) 薬剤の薬剤師の場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.12)単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.13)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.14)単位			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.15)単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.16)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.17)単位			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.18)単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.19)単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (2.20)単位			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2.21)単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上4人以下に対して行う場合 (2.22)単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (2.23)単位				

ハ(1)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

令和3年9月31日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費の1/6から5までについて、所定単位数の千分の五に相当する単位的数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1					- 376単位	- 2.0単位	
		要支援2					- 752単位	- 4.0単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき + 562単位	+ 240単位	- 376単位	- 2.0単位
		要支援2						- 752単位	- 4.0単位
	介護医療院の場合	要支援1						- 376単位	- 2.0単位
		要支援2						- 752単位	- 4.0単位
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算() (1月につき 150単位を加算)								
	(2) 口腔機能向上加算() (1月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
チ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 88単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援2 (1月につき 116単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 72単位を加算)							
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	要支援2 (1月につき 144単位を加算)							
	(2) 介護職員処遇改善加算()	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
	(3) 介護職員処遇改善加算()	要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)							
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)							
ヌロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1000)							
ヌナ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 34 / 1000)							
ヌニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)							
ヌホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 20 / 1000)							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1000)							

注 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。介護職員処遇改善加算()及び介護職員処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能。令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合	常勤のユニッ トリーダーをユ ニッパに配置し ていない場合 が実施される 場合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	自立支援向上 活動加算	生活機能向上 連携加算	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型個室>	要支援1 (438 単位)														
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費	要支援1 (474 単位)														
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型個室>	要支援1 (448 単位)														
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費	要支援1 (484 単位)														
ロ ユニッパ型 介護予防短期 入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニッパ型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニッパ型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニッパ型個室>	要支援1 (558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100											
		(二) 経済的併設型ユニッパ型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニッパ型個室的多床室>	要支援1 (558 単位)														
	(2) 併設型 ユニッパ型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニッパ型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニッパ型個室>	要支援1 (528 単位)														
		(二) 経済的併設型ユニッパ型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニッパ型個室的多床室>	要支援1 (528 単位)														
		(一) 併設型ユニッパ型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニッパ型個室>	要支援2 (648 単位)														
		(二) 経済的併設型ユニッパ型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニッパ型個室的多床室>	要支援2 (648 単位)														
ハ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
ニ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)														
			(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 2単位を加算)														
			(2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 3単位を加算)														
			(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×83/1000)														
			(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×60/1000)														
			(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×33/1000)														
			(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90/100)														
			(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80/100)														
介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×27/1000)														
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位×23/1000)														
注：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 介護職員処遇改善加算、及び介護職員処遇改善加算については、令和4年3月31日まで算定可能 令和3年3月31日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。																	

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注														
				夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所の数の合 計数が入所定員 を超えない場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士、言語 聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	単独のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ット毎にケア が実施できない 場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動心 理状態緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算()	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算()	利用者に対して 送迎を行う場合												
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 (577 単位) 要支援2 (721 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 (619 単位) 要支援2 (762 単位)																							
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔基本型〕	要支援1 (610 単位) 要支援2 (768 単位)																							
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (658 単位) 要支援2 (817 単位)																							
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (581 単位) 要支援2 (725 単位)																							
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔療養型〕	要支援1 (619 単位) 要支援2 (776 単位)																							
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (581 単位) 要支援2 (725 単位)																							
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>〔療養型〕	要支援1 (619 単位) 要支援2 (776 単位)																							
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (706 単位)																							
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (598 単位) 要支援2 (752 単位)																							
	(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔基本型〕												要支援1 (621 単位) 要支援2 (782 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>〔在宅強化型〕												要支援1 (666 単位) 要支援2 (828 単位)											
			c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔基本型〕												要支援1 (621 単位) 要支援2 (782 単位)											
			d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室の多床室>〔在宅強化型〕												要支援1 (666 単位) 要支援2 (828 単位)											
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕												要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位)											
			b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕												要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位)											
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕	要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位)																							
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 (649 単位) 要支援2 (810 単位)																							
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位) 要支援2 (764 単位)																							
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位) 要支援2 (764 単位)																							

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算()	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算()	(1日につき 57単位を加算)
(1)総合療養管理加算		「利用中」の日を限度に、1日につき1.5単位を加算
(2)療養費加算		(1回につき 3単位を加算(1日に3回を限度))
(3)認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)
(4)緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.8単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.8単位を算定)
	(二)特定治療	
(5)サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算()	(1日につき、1.2単位を加算)
	(二)サービス提供体制強化加算()	(1日につき 1.8単位を加算)
	(三)サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)
(6)介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 100.0)
	(二)介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 100.0)
	(三)介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 1.6 / 100.0)
	(四)介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の90 / 100)
	(五)介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (三)の80 / 100)
(7)介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 2.1 / 100.0)
	(二)介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 1.7 / 100.0)

注
所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、(1)から(2)までにより算定した単位数の合計

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、令和1年4月1日までに算定済
 令和1年5月31日までの間は、介護者の担務人員総数(介護職(1)及び(2))について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注																																				
施設	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費																																				
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (536 単位) 要支援2 (672 単位)	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室> 要支援1 (564 単位) 要支援2 (702 単位)	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室> 要支援1 (554 単位) 要支援2 (691 単位)	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (593 単位) 要支援2 (751 単位)	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室> 要支援1 (626 単位) 要支援2 (786 単位)	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室> 要支援1 (614 単位) 要支援2 (772 単位)	g 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (564 単位) 要支援2 (691 単位)	h 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (615 単位) 要支援2 (647 単位)	i 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (563 単位) 要支援2 (712 単位)	j 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (591 単位) 要支援2 (720 単位)	k 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (487 単位) 要支援2 (609 単位)	l 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (547 単位) 要支援2 (695 単位)																																				
													(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (564 単位) 要支援2 (691 単位)	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (615 単位) 要支援2 (647 単位)	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (563 単位) 要支援2 (712 単位)	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (591 単位) 要支援2 (720 単位)	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (487 単位) 要支援2 (609 単位)	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (547 単位) 要支援2 (695 単位)	g 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (564 単位) 要支援2 (691 単位)	h 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <従来型個室> 要支援1 (615 単位) 要支援2 (647 単位)	i 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (563 単位) 要支援2 (712 単位)	j 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (591 単位) 要支援2 (720 単位)	k 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <多床室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (750 単位)																								
																									(3) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)	b ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニツト型個室> 要支援1 (645 単位) 要支援2 (809 単位)	c ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニツト型個室> 要支援1 (639 単位) 要支援2 (798 単位)	d 経路別ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室の多床室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)	e 経路別ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <ユニツト型個室の多床室> 要支援1 (648 単位) 要支援2 (809 単位)	f 経路別ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <ユニツト型個室の多床室> 要支援1 (639 単位) 要支援2 (798 単位)	g ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)	h 経路別ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室の多床室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)	i ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)	j 経路別ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室の多床室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)	k ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 <ユニツト型個室> 要支援1 (613 単位) 要支援2 (779 単位)												
																																					(5) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に8回を限度))											
																																					(6) 認知症専門ケア加算 (1)認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (2)認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を加算)											
																																					(7) 特定診療費											
	(8) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (1日につき 8単位を加算)																																															
	(9) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位×15/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、(三)の80/100)																																															
	(10) 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき、所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき、所定単位×11/1000)																																															

医師の人員配置計算を適用する場合は、医師超過措置算入を適用しない。
 医師超過措置算入を適用する場合は、医師超過措置算入を適用しない。
 介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和3年(2021年)1月1日をもって廃止。
 令和3年(2021年)1月1日までの介護予防短期入所療養介護費の(1)から(8)までについて、所定単位の千分の一に相当する単位数を算定する。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (519 単位) 要支援2 (652 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位) 要支援2 (679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位) 要支援2 (670 単位)							
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (577 単位) 要支援2 (731 単位)							
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位) 要支援2 (764 単位)							
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位) 要支援2 (753 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (461 単位) 要支援2 (576 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (526 単位) 要支援2 (664 単位)							
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (603 単位) 要支援2 (759 単位)							× 97 / 100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (630 単位) 要支援2 (787 単位)							
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (621 単位) 要支援2 (777 単位)							
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (603 単位) 要支援2 (759 単位)							
		(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (630 単位) 要支援2 (787 単位)							
		(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (621 単位) 要支援2 (777 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (1日につき 4単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算 (1日につき 22単位を加算) (1日につき 18単位を加算) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000) (1月につき + (三)の90 / 100) (1月につき + (三)の80 / 100)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(8) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 介護職員処遇改善加算(一)及び介護職員処遇改善加算(二)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100				
			要支援2 (997 単位)								
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (941 単位)								
		要支援2 (1,099 単位)									
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (767 単位)							
			要支援2 (941 単位)								
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>		要支援1 (826 単位)								
	要支援2 (1,021 単位)										
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (745 単位)								
		要支援2 (912 単位)									
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (804 単位)								
		要支援2 (994 単位)									
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (732 単位)							
			要支援2 (896 単位)								
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (791 単位)							
			要支援2 (977 単位)								
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (671 単位)							
			要支援2 (835 単位)								
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (780 単位)							
			要支援2 (940 単位)								
× 70 / 100				- 12 単位				片道につき + 184 単位			
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)			(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <従来型個室>	要支援1 (577 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100				
	要支援2 (742 単位)										
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費() <多床室>	要支援1 (637 単位)									
		要支援2 (822 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	× 97 / 100							
			要支援2 (1,120 単位)								
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)								
			要支援2 (1,120 単位)								
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)								
			要支援2 (1,048 単位)								
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)								
			要支援2 (1,048 単位)								

(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(5) 特定診療費

(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)

(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の90 / 100)
	(五) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (三)の80 / 100)

注
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)

注
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能。
 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
介護を行う職員等の勤務条件等を満たさない場合		利用者の状況が利用者の状況に適合しない場合	医師、薬剤師、看護師等の資格が取得されていない場合	看護職員等の配置が定額に満たない場合	活動的ユニット型に定められたコンピュータモニタリング設備が設置されていない場合	療養室等の設備が不足している場合	療養室等の設備が不足している場合	活動を行う職員等の勤務条件等に適合しない場合	認知症行動・心身状態緊急対応設備	常時職員が常駐している場合	利用者に対し送迎を行う場合				
(1) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)												
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)												
	二 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)												
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)												
	三 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)												
		b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)												
	(2) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		二 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)											
			b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)											
		三 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費		一 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)											
			b 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)											
		二 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		三 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)											
			b 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)											
	(4) ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一 ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)											
			b ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)											
		二 経過型ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 経過型ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b 経過型ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		三 ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
(5) ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費		一 ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		二 経過型ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 経過型ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b 経過型ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		三 ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b ユニット型型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
	(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	一 ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		二 経過型ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a 経過型ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)											
			b 経過型ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)											
		三 ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (520 単位)											
			b ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (220 単位)											
四 ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費		a ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援1 (620 単位)												
		b ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	要支援2 (320 単位)												
7) 療養費加算 (1回につき1単位を加算(1日に限る))															
8) 緊急時施設設備費		緊急時施設設備費 (1月に1回3日以内、1日につき518単位を算定) 特定設備													
9) 認知症専門ケア加算		一) 認知症専門ケア加算 (1日につき3単位を加算) 二) 認知症専門ケア加算 (1日につき4単位を加算)													
10) 特別診療費		ワシントン大学特別診療費													
11) サービス提供体制強化加算		一) サービス提供体制強化加算 (1日につき1.8単位を加算) 二) サービス提供体制強化加算 (1日につき1.8単位を加算) 三) サービス提供体制強化加算 (1日につき1.8単位を加算)													
12) 介護職員処遇改善加算		一) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×2.9/1.0) 二) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×1.9/1.0) 三) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×1.9/1.0) 四) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×1.9/1.0) 五) 介護職員処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×1.9/1.0)													
13) 介護職員等特定処遇改善加算		一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×3.5/1.0) 二) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき、所定単位数×1.1/1.0)													

「緊急時施設設備費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支援施設管理の対象外の算定項目

活動条件付減算を適用する場合は、特別診療費等加算を適用しない。
 (3)及び(6)を適用する場合は、(2)を適用しない。
 介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和(年)1月1日より算定可能。
 令和(年)1月1日までの間は、介護予防短期入所療養介護費(1)から(13)までについて、所定単位数の手前より算出する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182) 単位 要支援2 (211) 単位	×70 / 100	-18単位 -31単位	1月につき +200単位 ただし、個別 認定加算を算 定している場 合は、1月につき +100単位。	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位	1日につき +13単位	1日につき +13単位	1日につき +20単位	1日につき +20単位	1日につき +20単位	1日につき +20単位	1日につき +20単位
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	×70 / 100															
認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)															
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 2単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)															
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42 / 100) (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×60 / 100) (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×33 / 100) (4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +(3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +(3)の80 / 100)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計												
介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×18 / 100) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×12 / 100)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計												
限度額	要支援1: 5,032単位 要支援2: 10,531単位															

介護職員処遇改善加算 (1)及び(2)については、令和4年1月31日まで算定可能。
令和3年1月31日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、及びイを算定する指定介護予防サービス事業費にイの介護予防サービスが行われる場合のイを併用して算定可能。

9 介護予防福祉用具費

基本部分	注	注	注
介護予防福祉用具費 (項に指定介護予防福祉用具費として 算入した費用は指定事業所の所在地に 適用される1単位の単位で除して得た単位 数)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 スロープ 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	特別地域介護予防福祉用具費加算、 中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 個々の用具ごとに費与費の10 / 100を限度)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 個々の用具ごとに費与費の1 / 3を限度)	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 個々の用具ごとに費与費の1 / 3を限度)

注: 「特別地域介護予防福祉用具費加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算、及び」中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

 令和3年4月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	× 98 / 100	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (10,168 単位)		- 62単位							
		要介護3 (16,883 単位)		- 111単位							
		要介護4 (21,357 単位)		- 184単位							
		要介護5 (25,829 単位)		- 233単位							
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)		- 91単位							
		要介護2 (12,985 単位)		- 141単位							
		要介護3 (19,821 単位)		- 216単位							
		要介護4 (24,434 単位)		- 266単位							
		要介護5 (29,601 単位)		- 322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)											
ハ 初期加算 (1日につき + 30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 200単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 90単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 120単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 750単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 640単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 350単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからオまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + (3)の90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + (3)の80 / 100)										
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからオまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)										
注：特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目。 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入。 「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、令和4年3月31日まで算定可能。 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。											

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100				
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)						
	随時訪問サービス費() (1回につき 588単位)						
	随時訪問サービス費() (1回につき 792単位)						
ロ 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100		+15/100	+10/100	+5/100
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)		
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)						

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能。
令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																																																																																																																																																																																															
認知症対応型通所介護費(1)	I) 認知症対応型通所介護費(1)	一) 3時間以上4時間未満	介護費1 (1,222.00単位)	※63/100																																																																																																																																																																																																																																																																																
			介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		二) 4時間以上5時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																					※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																																																																																											
			介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		三) 5時間以上6時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																											※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																																																																					
			介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	四) 6時間以上7時間未満	介護費1 (1,222.00単位)	※70/100																																																																		※70/100																																																																																																																																																																																																															
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	五) 7時間以上8時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																									※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																								
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	六) 8時間以上9時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																																																※70/100	※70/100																																																																																																																																																																	
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	II) 認知症対応型通所介護費(2)	一) 3時間以上4時間未満																																																																																																																																							介護費1 (1,222.00単位)	※70/100	※70/100																																																																																																																																									
																																																																																																																																									介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																											
		二) 4時間以上5時間未満																																																																																																																																							介護費1 (1,222.00単位)																							※70/100	※70/100																																																																																																																			
																																																																																																																																									介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																											
		三) 5時間以上6時間未満																																																																																																																																							介護費1 (1,222.00単位)																																														※70/100	※70/100																																																																																												
																																																																																																																																									介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																											
	四) 6時間以上7時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																																																																							※70/100																																																																					※70/100																																																																						
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	五) 7時間以上8時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																		※70/100	※70/100																																															
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	六) 8時間以上9時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																									※70/100	※70/100																								
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
III) 認知症対応型通所介護費(3)	1) 3時間以上4時間未満	介護費1 (1,222.00単位)		※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																																																																																																															
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	2) 4時間以上5時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																						※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																																																																																											
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	3) 5時間以上6時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																												※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																																																																					
		介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4) 6時間以上7時間未満	介護費1 (1,222.00単位)	※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5) 7時間以上8時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																									※70/100	※70/100																																																																																																																																																																																									
	介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6) 8時間以上9時間未満	介護費1 (1,222.00単位)																																																																																																																※70/100	※70/100																																																																																																																																																																		
	介護費2 (1,222.00単位)																																																																																																																																																																																																																																																																																			

サービス提供費強化加算	注
1) サービス提供費強化加算(1)	1日につき、1単位を算定
2) サービス提供費強化加算(2)	1日につき、1単位を算定
3) サービス提供費強化加算(3)	1日につき、1単位を算定

介護職員処遇改善加算	注
1) 介護職員処遇改善加算(1)	1月につき、所定単位数×1.9/100
2) 介護職員処遇改善加算(2)	1月につき、所定単位数×7.4/100
3) 介護職員処遇改善加算(3)	1月につき、所定単位数×4.2/100
4) 介護職員処遇改善加算(4)	1月につき、所定単位数×4.2/100
5) 介護職員処遇改善加算(5)	1月につき、(1)の9/100
6) 介護職員処遇改善加算(6)	1月につき、(1)の9/100

介護職員等特別処遇調整加算	注
1) 介護職員等特別処遇調整加算(1)	1月につき、所定単位数×3.1/100
2) 介護職員等特別処遇調整加算(2)	1月につき、所定単位数×2.4/100

注 所定単位数は、イからハまでより算定した単位数の合計

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注					
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に対して行う場合	要介護1	30,233 単位	×70/100	×70/100	×70/100	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
		要介護2	15,318 単位									
		要介護3	22,283 単位									
		要介護4	24,593 単位									
		要介護5	27,117 単位									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,391 単位							+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2	13,802 単位									
		要介護3	20,076 単位									
		要介護4	22,158 単位									
		要介護5	24,433 単位									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)			要介護1	570 単位								
			要介護2	638 単位								
			要介護3	707 単位								
			要介護4	774 単位								
			要介護5	840 単位								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)												
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)												
(1) 認知症加算 () (1月につき 800単位を加算)												
(2) 認知症加算 () (1月につき 500単位を加算)												
ホ 認知症行動・心理症対応加算 (ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 100単位を加算 (2日間を限度))												
△ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)												
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)												
(1) 看護職員配置加算 () (1月につき 900単位を加算)												
(2) 看護職員配置加算 () (1月につき 700単位を加算)												
(3) 看護職員配置加算 () (1月につき 480単位を加算)												
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)												
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)												
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)												
ヒ 生活機能向上連携加算												
(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位)												
(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)												
フ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 10単位を加算 (6月に1回を限度))												
ク 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)												
ク サービス提供体制強化加算												
(1) イを算定している場合			(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 310単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 350単位を加算)									
(2) ロを算定している場合			(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 2.5単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 2.1単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 1.2単位を加算)									
コ 介護職員処遇改善加算												
(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計									
(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×74/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×41/1000)												
(4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +(3)の90/100)												
(5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +(3)の80/100)												
カ 介護職員等特定処遇改善加算												
(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計									
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×12/1000)												
: 「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 「介護職員処遇改善加算()」及び「介護職員等特定処遇改善加算()」については、令和4年3月31日まで算定可能 令和3年3月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。												

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1	264	夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	
		要介護2	260										-7.6単位
		要介護3	256										-8.0単位
		要介護4	252										-8.2単位
		要介護5	248										-8.4単位
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1	264										-7.5単位
		要介護2	260										-7.9単位
		要介護3	256										-8.1単位
		要介護4	252										-8.3単位
		要介護5	248										-8.4単位
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1	264	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき -5.0単位	1日につき +5.0単位	1日につき +25単位	1日につき +20.0単位 (7日間を 限度)	1日につき +12.0単位	
		要介護2	260										
		要介護3	256										
		要介護4	252										
		要介護5	248										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1	264										-7.5単位
		要介護2	260										-7.9単位
		要介護3	256										-8.1単位
		要介護4	252										-8.3単位
		要介護5	248										-8.4単位

注 入院時費用	
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 1.2単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 1.44単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 6.80単位を加算)
	(4) 死亡日 (1日につき 1.280単位を加算)
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 3.0単位を加算)	
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算() (1日につき 3.9単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算() (1日につき 4.9単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算() (1日につき 5.9単位を加算)
ホ 退居時相談援助加算 (4.00単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3.単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4.単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算() (1日につき 1.00単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算() (1日につき 2.00単位を加算)
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき +3.0単位を加算)	
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 3.0単位を加算)	
ス 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 2.0単位を加算(1月に1回を限度))	
セ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 4.0単位を加算)	
ゾ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 2.2単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 1.8単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6.単位を加算)
2 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×111/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×81/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×45/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +(3)の80/100)
2 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×31/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×23/1000)

注 利用者が必要院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき2.46単位を算定

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 介護職員処遇改善加算()及び介護職員処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能。
 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (252 単位)	×70/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体障害者止未開施設費	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	介護職員処遇改善加算(2)	介護職員処遇改善加算(3)	介護職員処遇改善加算(4)	介護職員処遇改善加算(5)	介護職員処遇改善加算(6)	介護職員処遇改善加算(7)	介護職員処遇改善加算(8)
	要介護2 (202 単位)												
	要介護3 (152 単位)												
	要介護4 (102 単位)												
	要介護5 (52 単位)												
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (252 単位)	×70/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体障害者止未開施設費	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	介護職員処遇改善加算(2)	介護職員処遇改善加算(3)	介護職員処遇改善加算(4)	介護職員処遇改善加算(5)	介護職員処遇改善加算(6)	介護職員処遇改善加算(7)	介護職員処遇改善加算(8)
要介護2 (202 単位)													
要介護3 (152 単位)													
要介護4 (102 単位)													
要介護5 (52 単位)													
ハ 通所・通所特選加算(4を算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ニ 療養介護加算(4を算定する場合のみ算定)	療養介護加算(1)	(1) 要介護1(1日につき)以下 (1日につき 270単位を加算) (2) 要介護2(1日につき)以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 要介護3(1日につき)以下 (1日につき 680単位を加算) (4) 要介護4(1日につき)以下 (1日につき 1,280単位を加算) (5) 要介護5(1日につき)以下 (1日につき 1,440単位を加算)											
		療養介護加算(2)	(1) 要介護1(1日につき)以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 要介護2(1日につき)以下 (1日につき 680単位を加算) (3) 要介護3(1日につき)以下 (1日につき 1,280単位を加算) (4) 要介護4(1日につき)以下 (1日につき 1,440単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算(4を算定する場合のみ算定)	認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)											
	認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)											
ヘ サービス提供体制強化加算(1を算定する場合のみ算定)	サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 11単位を加算)											
ト サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 8単位を加算)											
チ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	18月につき + 所定単位×82/1000											
	介護職員処遇改善加算(2)	18月につき + 所定単位×60/1000											
	介護職員処遇改善加算(3)	18月につき + 所定単位×33/1000											
	介護職員処遇改善加算(4)	18月につき + (3)980/1000											
	介護職員処遇改善加算(5)	18月につき + (3)080/1000											
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(1)	18月につき + 所定単位×18/1000											
	介護職員等特定処遇改善加算(2)	18月につき + 所定単位×12/1000											

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 介護職員処遇改善加算(1)～(5)は、介護職員処遇改善加算(1)～(5)の平均単位数を算定する。
 令和3年10月1日現在、地域密着型特定施設入居者生活介護費の平均単位数は、所定単位数の平均の1.1倍程度を算定する。

8 複合型サービス費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注		
				登録者数が登録定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合又は	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護施設	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	12,438 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+18/100	+5/100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2	17,403 単位								-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3	24,464 単位								-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4	27,747 単位								-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護5	21,298 単位								-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
	要介護1	11,298 単位									-925 単位	-925 単位	-30 単位
	要介護2	15,980 単位									-925 単位	-925 単位	-30 単位
	要介護3	22,042 単位									-925 単位	-925 単位	-30 単位
	要介護4	25,000 単位									-1,850 単位	-1,850 単位	-60 単位
	要介護5	28,278 単位									-2,914 単位	-2,914 単位	-95 単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)													
	要介護1	570 単位											
	要介護2	637 単位											
	要介護3	798 単位											
	要介護4	722 単位											
	要介護5	838 単位											
A 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30 単位を加算)													
B 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症加算()	(1月につき 800 単位を加算)								
				(2) 認知症加算()	(1月につき 500 単位を加算)								
C 夜間回診・夕前夜間緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30 単位を加算(1日を限度))													
D 若年認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 800 単位を加算)													
E 施設マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 30 単位を加算)													
F 変換改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 20 単位を加算(1月に2回を限度))													
G 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)				(1) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき 20 単位を加算(6月に1回を限度))								
				(2) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))								
H 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)				口腔機能向上加算()	(1回につき + 150 単位/月2回を限度)								
				(2) 口腔機能向上加算()	(1回につき + 160 単位/月1回を限度)								
I 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 600 単位を加算)													
J 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 574 単位を加算)													
K 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)				(1) 特別管理加算()	(1月につき 500 単位を加算)								
				(2) 特別管理加算()	(1月につき 250 単位を加算)								
L ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 2,000 単位を加算)						注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合							
M 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)				(1) 看護体制強化加算()	(1月につき 3,000 単位を加算)								
				(2) 看護体制強化加算()	(1月につき 2,500 単位を加算)								
N 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 1,000 単位を加算)													
O 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 1,000 単位を加算)													
P 総合マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)				(1) 総合マネジメント加算()	(1月につき 3 単位を加算)								
				(2) 総合マネジメント加算()	(1月につき 13 単位を加算)								
Q 提供費支援加算(イを算定する場合のみ算定)				(1) 提供費支援加算()	(1月につき 10 単位を加算)								
				(2) 提供費支援加算()	(1月につき 15 単位を加算)								
				(3) 提供費支援加算()	(1月につき 20 単位を加算)								
R 経済的介護負担軽減加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 40 単位を加算)													
S サービス提供体制強化加算				(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 250 単位を加算)							
				(2) ロを算定している場合	(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 640 単位を加算)							
T 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 102 / 1,000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
				(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 74 / 1,000)								
				(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 41 / 1,000)								
				(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 30 / 1,000)								
				(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 12 / 1,000)								
U 介護職員等特定処遇改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1,000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
				(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 12 / 1,000)								
特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能。 令和3年3月31日までの間は、複合型サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。													

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要支援2 (6,948 単位)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)					
		要支援2 (6,260 単位)					
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (423 単位)						
	要支援2 (529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算					
ニ 認知症行動・心理状態委員対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		1日につき 200単位を加算(7日間を限度)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		1月につき 450単位を加算					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		1月につき 1,000単位を加算					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	1月につき +100単位					
	(2)生活機能向上連携加算()	1月につき +200単位					
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		1月につき 40単位を加算					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() 1月につき 750単位を加算 (二) サービス提供体制強化加算() 1月につき 640単位を加算 (三) サービス提供体制強化加算() 1月につき 350単位を加算 (四) サービス提供体制強化加算() 1日につき 25単位を加算					
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() 1日につき 21単位を加算 (二) サービス提供体制強化加算() 1日につき 12単位を加算					
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	1月につき +所定単位×102/1000		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算()	1月につき +所定単位×74/1000					
	(3) 介護職員処遇改善加算()	1月につき +所定単位×41/1000					
	(4) 介護職員処遇改善加算()	1月につき +(3)の90/100					
	(5) 介護職員処遇改善加算()	1月につき +(3)の80/100					
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	1月につき +所定単位×15/1000		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	1月につき +所定単位×12/1000					

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の際、イ(1)の単位数を算入

介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和4年3月31日まで算定可能

令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさな い場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	3ユニットで 夜勤を行う 職員の員数 を2人以上と する場合	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ	介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費() 要支援2 (760 単位)			- 76 単位		1日につき +50 単位			
		(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費() 要支援2 (748 単位)			- 75 単位	1日につき - 50 単位		1日につき +25 単位		
ロ	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費() 要支援2 (788 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100			1日につき +50 単位		1日につき +200 単位 (7日間を 限度)	1日につき +120 単位
		(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費() 要支援2 (776 単位)				1日につき - 50 単位		1日につき +25 単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ	認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)								
ヘ	生活機能向上連携加算	1. 生活機能向上連携加算() (1日につき 100単位を加算) 2. 生活機能向上連携加算() (1日につき 200単位を加算)								
ト	栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき +30単位を加算)								
チ	口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合							
リ	口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル	科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)								
レ	サービス提供体制強化加算	1. サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算) 2. サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算) 3. サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)								
ロ	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 111 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 81 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 45 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)	注 所定単位は、イからレまでにより算定した単位数の合計							
リ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 31 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)	注 所定単位は、イからレまでにより算定した単位数の合計							

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 介護職員処遇改善加算()及び介護職員等特定処遇改善加算()については、令和3年3月31日まで算定可能。
 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。